

## 懲戒処分等の公表基準

### 1 趣 旨

県民に信頼される公正で透明な県政を確立するとともに、職員の綱紀の保持及び不祥事の再発防止を図るため、知事が行った懲戒処分等に関する公表基準を定める。

### 2 公表の対象となる処分

次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく休職処分で、刑事事件に関し起訴された職員に対し行うもの
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓戒等

### 3 公表する内容

- (1) 職務に関する事案の場合において、公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。

ア 事案の概要

イ 該当職員の所属する所属名（被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合は部局名とする。）

ウ 該当職員の職名

エ 該当職員の年齢及び性別（監督責任の場合を除く。）

オ 処分の内容

カ 処分年月日

- (2) 職務に関する事案以外の場合において、公表する内容は、原則として、次に掲げる事項とする。

ア 事案の概要

イ 該当職員の所属する部局名

ウ 該当職員の職名（主幹級以上に限る。）

エ 該当職員の年齢及び性別（監督責任の場合を除く。）

オ 処分の内容

カ 処分年月日

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分  
で社会的影響が大きいと認められる場合は、被害者に対して特に慎重な配慮を要する  
場合を除き、該当職員の所属する所属名、職名、年齢、性別及び氏名を公表する。

### 4 公表時期及び方法

公表は、原則として、処分を行った日に、記者発表資料の提供又は記者会見により行う。

### 5 事前公表

処分前であっても、県として社会的影響が大きいと判断した場合又は職員が逮捕された事実を確認した場合は、処分時に準じた内容を公表するものとする。

ただし、捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合又は被害者の人権やプライバシーに配慮する必要がある場合等公表することが適切でない認められる場合は、公表しないものとする。

### 6 施行

平成18年9月15日から施行する。